

マージン率等に係る情報提供について

株式会社三光社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和6年10月1日 ～ 令和7年9月30日

記

- 令和8年6月5日付 派遣労働者数 1 人
- 令和8年度 派遣先事業者数 1 件
- 令和8年度 労働者派遣に関する料金の平均額 67,966 円
- 令和8年度 派遣労働者の賃金の平均額 47,250 円
- 労働派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除した割合 30.4 %
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 (株)三光社 代表取締役 藤森 裕次 TEL046-278-3560
--

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの 平均実施時間
会社概要就業規則	1年以上の雇用見込者	OJT	事業主	無償	有給	
技術法規則順守教育	1年以上の雇用見込者	OJT	派遣先	無償	有給	1時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和10年3月31日）
- ・協定労働者の範囲（派遣先の業務に従事する従業員）

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

以上